

大阪大学における教職員の長時間労働に対する医師による面接指導実施要項

(平成18年9月4日 安全衛生管理部長裁定)

(一部改正 平成22年5月19日)

(一部改正 平成29年4月 1日)

(一部改正 平成31年4月 1日)

(目的)

第1条 この実施要項は、大阪大学（以下「大学」という。）における教職員の長時間労働に対する医師による面接指導（以下「面接指導」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 面接指導については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他関係法令に定めるもののほか、この実施要項の定めるところによる。

(面接指導の実施)

第3条 大学は、次の各号に掲げる教職員の申し出により、医師による面接指導を実施するものとする。ただし、1月以内に面接指導を受けた者で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除く。

(1) 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者

(2) 時間外・休日労働時間が3月の平均で1月当たり45時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、疲労の蓄積が認められる者

2 前項の規定にかかわらず、大学は、裁量労働制適用教員、裁量労働制適用研究員及び管理監督者については、次の各号に掲げる教職員の申し出により、医師による面接指導を実施するものとする。ただし、1月以内に面接指導を受けた者で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除く。

(1) 研究等に従事する時間数が1月で240時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者

(2) 研究等に従事する時間数が3月の平均で1月当たり200時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、疲労の蓄積が認められる者

3 管理監督者は、教職員が面接指導を受けやすい職場作りに努めるとともに、第1項第1号及び第2号並びに前項第1号及び第2号に掲げる教職員に対して、面接指導を受けるように、勧めなければならない。

(労働時間の算定)

第4条 前条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号及び第2号の時間外・休日労働時間及び研究等に従事する時間数の算定は、毎月末日に教職員自らが行うものとする。

(実施機関)

第5条 面接指導は、キャンパスライフ健康支援センターにおいて実施するものとする。

(面接指導における確認事項)

第6条 面接指導を行うに当たっては、次の各号に定める事項について確認するものとする。

- (1) 当該教職員の勤務の状況
- (2) 当該教職員の疲労の蓄積の状況
- (3) 当該教職員の心身の状況

(面接指導結果の記録)

第7条 キャンパスライフ健康支援センターは、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。

(適切な措置)

第8条 大学は、面接指導の結果、その必要があると認めるときは、当該教職員の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の事業場安全衛生委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

(その他)

第9条 この実施要項に定めるもののほか、面接指導の実施に関し必要な事項は、別に定める。